十六　ＡＴ準中型免許に係る技能教習（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習

十七・十八　［略］

十九　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（次号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。第二十一号、第二十二号及び第二十四号において同じ。）

二十　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十三号及び第二十五号において同じ。）

二十一　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十二　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十三　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

二十四　ＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十五　ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

第四条　［略］

２　前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許	準中型免許

［号を加える。］

六・七　［同上］

［十一号ずつ繰り下げる。］

八　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（次号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。）

九　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。次号及び第十一号において同じ。）

［号を加える。］

十　普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

［号を加える。］

十一　ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習　別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

第四条　［同上］

２　前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許	準中型免許若しくは普通第二種免許